

神 監 第 3 5 2 号
平成 1 8 年 3 月 6 日

B 様

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	横	山	道	弘
同	吉	田	基	毅
同	米	田	和	哲

県費教職員への旅行券支給に関する住民監査請求の監査結果

について（通知）

平成 1 8 年 1 月 6 日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法
第 2 4 2 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

平成18年1月6日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

神戸市教育委員会教職員課に情報公開請求を行った結果、国税局の調査は平成12～14年度だけでなく平成15年度、16年度にも及んでおり、その中でこれまでいかなる新聞報道や情報公開でも明らかにならなかった県費負担教職員の慰安会事業の内容が判明した。また、県費負担教職員の慰安会実施事業に関する法的根拠であると神戸市が称している実施要領書は、何ら条例の根拠を有するものではないことが明らかになった。

これらの15年・25年・35年勤続職員にクーポン券を支給する事業は、労働の対価としての給与に該当する。したがって、単なる要領書等行政内部の規定に基づく支給は、給与条例主義に反する違法支出である。

神戸市の受けた損害額は、平成15年度、16年度実施分の合計額7,685万4,500円であり、神戸市長は平成17年度の本件事業を差し止めるとともに、上記損害額を神戸市に賠償するよう、民法第709条に基づき矢田市長に求めるべきである。

この違法支出は、今回の国税局の調査、新聞報道などを契機に迅速に情報公開請求した結果ようやく判明したものであるため、1年の期間徒過には正当な理由がある。

理由

- 1 上記クーポン券支給事業は、職務と無関係に勤続年数に基づき個人に支給されるもので、生活費の補填となり個人の所得になりうるものであるから、地方公務員法第42条による元気回復の福利厚生事業ではなく、労働の対価としての給与に該当する。
- 2 給与に該当する以上、地方公務員法第24条、第25条及び地方自治法第204条の2に基づき条例で定められるべきであるにもかかわらず、行政内部の規定である要領に基づき支給されている。

第2 監査の実施

1 監査対象

地方自治法第242条第2項では、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、これを行うことができないとして、請求の期間制限規定を設けている。

ところで、「正当な理由があるとき」とは、当該行為が秘密裡になされたものであるかどうか、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時か

ら相当な期間内に監査請求したかどうかによって判断すべきものである(昭和63年4月22日最高裁判決)。さらに、正当な理由が認められるのは、財務会計行為が秘密裡に行われた場合に限らず、当該地方公共団体の一般住民が相当の注意力を持って調査した場合において、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在または内容を知ることができたかどうか、また、当該行為の存在または内容を知った時から相当な期間内に監査請求したかどうかによって判断すべきである、とされている(平成14年9月12日最高裁判決)。

本件について考察すると、請求人は、平成17年6月6日付で公表された教育委員会の記者発表資料では、教職員(県費負担教職員を含む)に対する各種勤続慰安会事業に係る税務調査の対象年度が平成12年度～14年度であると記載されており、その後の請求人の情報公開請求に基づき教育委員会が回答した文書により初めて15年度及び16年度についても税務調査の対象になっていたことが判明したと主張している。しかしながら、15年度及び16年度については、教育委員会の事業概要において、教職員福利厚生事業の一つとして「永年勤続教職員慰安会の実施(15年・25年・35年)」があげられているほか、決算書(神戸市業務報告書)の中でも、教職員福利厚生事業の一つとして、「永年勤続教職員慰安会(15年・25年・35年)の実施」が計上されており、この時期に住民が相当の注意力をもって調査すれば事実確認ができたはずであり、教職員に対する慰安会事業が秘密裡に行われた事実も認められない。また、17年度については、本来の監査対象期間内である。

以上の理由により、過去1年を越える支出は、地方自治法第242条第2項但書の「正当な理由」がある場合には該当しない。よって、本件の監査対象は、県費負担教職員に係る旅行クーポン券支給事業(以下、「県費負担教職員勤続慰安会事業」という。)について、措置請求書受付日から過去1年間に支出された費用及び平成17年度予算からの支出が見込まれる費用である。

なお、県費負担教職員勤続慰安会事業は、平成16年度までは教育委員会が直接執行していたが、平成17年度は、神戸市事務事業外部評価委員会の報告書等を踏まえ、神戸市立学校教職員共済会に移管し共済会の事業として実施しているため、共済会に対する交付金の内当該事業に係る経費が対象となる。

平成16年度(平成17年1月6日以降の支出)

永年勤続教職員慰安会の実施経費	5,443,500円
特別永年勤続教職員慰安会の実施経費	300,000円
35年勤続教職員慰安会の実施経費	150,000円
支出小計	5,893,500円

平成17年度

永年勤続教職員慰安会の実施経費	9,320,000円
-----------------	------------

特別永年勤続教職員慰安会の実施経費	33,600,000円
35年勤続教職員慰安会の実施経費	9,250,000円
支出小計	52,170,000円
合計	58,063,500円

* 17年度については、予算額を記載している。

2 監査の実施

教育委員会事務局の関係職員から事情聴取を実施したほか、当局が作成した県費負担教職員勤続慰安会事業に関する支出関係書類について監査を実施した。

第3 監査の結果

1 県費負担教職員勤続慰安会事業に関する事実の確認

監査対象となっている県費負担教職員勤続慰安会事業は、次のとおり行われていると確認した。

(1) 県費負担教職員について

県費負担教職員とは、市立学校の小学校・中学校・盲学校・養護学校の教職員(管理員，調理士を除く)である。政令指定都市の県費負担教職員の場合，任命権(任免，給与の決定，休職及び懲戒に関する事務，研修)及びサービスの監督は市費負担教職員と同様，任命権者である本市教育委員会が行うが，給与等の勤務条件については都道府県の条例で定めるとともに，市町村立学校職員給与負担法等に基づきその給与，手当等については，都道府県と国が負担することとされている。

本市における県費負担教職員の人数は7,280名(平成17年5月1日現在)であり，全教職員の77%に相当する。

(2) 県費負担教職員に対する福利厚生事業の実施について

県費負担教職員の任命権が神戸市にあり，神戸市立の小学校・中学校・盲学校・養護学校に勤務する以上，市費負担教職員と同様，任命権者の責務として，地方公務員法第42条に基づき本市教育委員会が県費負担教職員に対する福利厚生事業を実施している。

(3) 教職員勤続慰安会事業について

教育委員会では，永年にわたって本市教育に貢献した教職員並びに配偶者等の労をねぎらうため，一定の勤続年数に達した教職員(県費・市費)を対象に，各々実施要領を定め各種の勤続慰安会事業を実施しており，その概要は次のとおりである。

永年勤続教職員慰安会事業

勤続15年以上かつ、結婚15年または年齢40歳以上の教職員に対し、神戸市観光ホテル・旅館組合が発行する最高3万円相当の「Kクーポン」(施設利用券)を支給するものである。

特別永年勤続教職員慰安会事業

勤続25年以上かつ、結婚25年または年齢50歳以上の教職員に対し、10万円相当の「旅行クーポン券」を支給するものである。

35年勤続教職員慰安会事業

勤続35年以上の教職員に対し、5万円相当の「旅行クーポン券」を支給するものである。

2 判断

請求人の主張に対する判断は以下のとおりである。

- (1) 県費負担教職員に対するクーポン券支給事業は、地方公務員法第42条による元気回復の福利厚生事業ではなく給与に該当する、との主張について

教職員に対する旅行券の支給が給与に該当するかどうかについては、

地方自治法、地方公務員法上、福利厚生事業であるか給与であるかは、その支給目的や支給形態、支給額等を総合的に勘案の上判断することが必要であるとされているのに対し、所得税法上、福利厚生事業として支給された祝金等が課税対象所得に該当するかどうかは、その事業目的等に照らして社会通念上相当の範囲であるかなどの所得税基本通達等に示された非課税の要件を満たしているかどうかによって判断される。したがって、地方自治法、地方公務員法上の給与と、所得税法上の課税対象所得とは、全く概念が異なるものであり、教職員への旅行券支給の一部が課税対象所得であると認定されたからといって、地方自治法、地方公務員法上の給与にあたるとはいえないこと、

対象者を勤続年数15年・25年・35年の職員に限定しており、支給額や支給要件等についても給料表との連動はないこと、

等から判断すると、給与としての性格を有していない。なお、制度の趣旨に沿った適正な利用がなされているかを確認するため、実施報告書に旅行社等の領収書の添付を義務付けており、国税局の税務調査でも平成15年度以降の支給分については、利用実績の報告があれば非課税とされている。

また、教職員勤続慰安会事業は、永年にわたって本市教育に貢献した教職員並びに配偶者等の労をねぎらうため、教育委員会が使用者の責務として実施しているものであり、同事業の実施により、教職員の英気を養い、公務能率の向上に資するという効果が期待でき

るものである。

したがって、県費負担教職員を含む教職員に対する勤続慰安会事業は、労働の対価としての給与ではなく、地方公務員法第42条に基づき使用者責任として実施している元気回復事業であるといえる。

- (2) 県費負担教職員勤続慰安会事業は給与に該当するため、地方公務員法第24条、第25条及び地方自治法第204条の2に基づき条例で定められるべきであるにもかかわらず、行政内部の規定である要領に基づき支給されている、との主張について

(1)で述べた理由により、県費負担教職員勤続慰安会事業は給与ではなく、地方公務員法第42条に基づく元気回復事業である。福利厚生制度に関する計画は任命権者が適宜の方法で定めればよいとされており、慰安会事業については、教育委員会の内規である実施要領において、その趣旨目的、対象者、支給要件、支給額等が定められている。したがって、実施根拠が行政の内部規定であるという理由だけで、支給が違法ということにはならない。

第4 結論

以上のことから、県費負担教職員に対する旅行クーポン券支給に係る支出は、給与条例主義に反する違法な公金支出ではない。

したがって、県費負担教職員への旅行クーポン券支給のために支出した費用の返還と今後の支出の差止めを求める請求人の主張にはいずれも理由がなく、措置の必要を認めない。